

令和5年3月23日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

目 次

1 議案

- 議案第15号 唐津市小中学校プール設備整備方針の策定について … 1
- 議案第16号 唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定
について … 3
- 議案第17号 唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な
設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則制定について … 7
- 議案第18号 唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定につ
いて … 41
- 議案第19号 唐津市公民館運営審議会委員の委嘱について 【資料当日配付】
(議案第19号は、人事議案のため当日資料を配付します。)
- 議案第20号 唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程廃
止制定について 【資料当日配付】
- 議案第21号 唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を
改正する規程制定について 【資料当日配付】

(議案第20号及び21号は、追加議案のため当日資料を配付しました。)

2 協議事項

- (1) 旧巖木小学校天川分校校舎等貸付に伴う用途廃止について
(教育企画課) … 77
- (2) 唐津市小中学校特別教室空調設備整備方針の改定について
(教育総務課) … 81

3 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課報告事項
- ① 3月市議会定例会の報告について (教育企画課) 【資料当日配付】
- ② 「唐津市所蔵品展」について (近代図書館) … 91
- ③ 共催及び後援について (教育総務課) … 92
- ④ 教育委員会行事予定 (教育総務課) … 93
- (3) その他

4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和5年4月27日（木）14時00分

会 場 唐津市役所 4階 大会議室

議案第 15 号

唐津市小中学校プール設備整備方針の策定について
唐津市小中学校プール設備整備方針を次のとおり策定するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

唐津市小中学校プール設備整備方針

別紙のとおり

提案理由 市が保有する小中学校プール 44 施設の大半が、築 30 年を越え老朽化が進み、今後さらに劣化が進み、設備の大きな改修や更新が必要となる。それに伴い、今後のプール設備整備の基本的な考え方について整理を行うため、方針を策定するものである。

唐津市小中学校プール設備整備方針（案）

教育総務課

1 方針策定の目的

本市の保有する小中学校プール44施設の大半が、築30年を超え老朽化が進んでおり、今後は更に劣化が進み、設備の修繕や大きな改修、プール設備全体の更新が必要となることが想定される。

このような課題は、全国的なものであり、将来を見通した最適な施設配置や効率的な維持管理を実現していくことを目的とし、他市町において公営プールや民間プールの活用事例もあることから、今後のプール設備整備の方針を定めるものとする。

2 対象施設

プール施設を保有する学校を対象とする。

3 プール施設整備方針

プールに大きな改修や設備全体の更新が必要となった場合は、以下の順により対応する

(1) 近隣に代替可能な市営プールがある場合（徒歩圏内）

相手先の許可が得られた場合は、代替プールにて対応。

(2) 近隣に代替可能な市営プールがなく、同等のプールを所有する近隣の学校プールまたは民間プール施設の利用が可能な場合

送迎、貸切、授業内容及び時間割等の協議が整えば、同等のプールを所有する近隣の学校プール又は民間プール施設を利用する。

(3) 同等のプールを所有する近隣の学校プール又は民間プール施設の利用が不可能な場合

学校プールの改修又は更新を行う。

なお、(1)、(2)において、水泳授業を行う上で、支障が生じた場合も、学校プールの改修又は更新を行う。

4 適用日

令和5年4月1日から適用する。

議案第16号

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和5年3月23日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市教育委員会事務局組織の機構改革に伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

2 改正理由

唐津市教育委員会事務局組織の機構改革に伴い改正するもの。

3 改正内容

西部学校給食センター係の新設

学校給食課に「西部学校給食センター係」を新設し、西部学校給食センターの運用開始に向けた整備を進めるもの。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

唐津市教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「東部学校給食センター係」を削り、「学校給食係」の次に「東部学校給食センター係 西部学校給食センター係」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第16号参考資料

唐津市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
(趣旨) 第1条 略 (事務局の組織) 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。		(趣旨) 第1条 略 (事務局の組織) 第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。	
課	係等	課	係等
略	略	略	略
学校給食課	_____学校給食係 東部学校給食センター 係 西部学校給食センター係	学校給食課	東部学校給食センター係 学校給食係 _____
略	略	略	略
(職位及びその職能) 第3条 略		(職位及びその職能) 第3条 略	

議案第 17 号

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公
営及び使用規則の一部を改正する規則制定について

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用
規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 唐津市学校体育施設の開放に関する条例の制定、西唐津公民館の移転
新築及び古代の森会館の廃止後に鏡公民館として運営することに伴い改
正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則

2 改正理由

唐津市学校体育施設の開放に関する条例の制定、西唐津公民館の移転新築及び古代の森会館の廃止後に鏡公民館として運営することに伴い改正するもの。

3 改正内容

- (1) 唐津市学校体育施設の開放に関する条例の制定等に伴い、別表中、使用料の欄を改める。
- (2) 西唐津公民館の使用室及び面積等の項目を新西唐津公民館の項目に改める。
- (3) 唐津市古代の森会館の廃止に伴い、令和5年4月1日から鏡公民館として運営するため、別表に同公民館を追加する。
- (4) 別表の設備の程度中、「ござ」の項目を削除する。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則（平成17年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

施設名	使用室及び面積	設備の程度						入場定員	使用料	
		演台	演壇	演題揭示	椅子	ごとき計	照明（電灯）		昼	夜

」

を

「

施設名	使用室及び面積	設備の程度						入場定員	使用料
		演台	演壇	演題揭示	椅子	時計	照明（電灯）		

」

に改め、同表【名称】の項【12】の欄中「円」を削り、同表大志小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例（令和4年条例第113号）に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「1,500」を削り、同表東唐津小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1,500」を削り、同表外町小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1,500」を削り、同表成和小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1,500」を削り、同表長松小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1,500」を削り、同表西唐津小の項【7】の欄

中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表竹木場小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表高島小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表佐志小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表鏡山小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表久里小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表鬼塚小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表大良小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表湊小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表一中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表佐志中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表五中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表鏡中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表鬼塚中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表西唐津中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表湊中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表中

「

大成	会議室	有	ステ	ステ	有	な	有	36W4	220	唐津市公民
----	-----	---	----	----	---	---	---	------	-----	-------

公民館	177. 75		ステージ	ステージ バック		し		50W7		館条例（平成17年条例第300号）に規定する額
志道公民館	会議室 263. 00	有	ステージ	ステージ バック	有	なし	有	100W1 0	250	
東唐津市民館	会議室 193. 63	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	40W4 50W7	208	
長松公民館	会議室 315. 35	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	36W48 白60W 5	350	
西唐津市民館	講堂 83.00	なし	ステージ	ステージ バック	有	なし	有	水40W 12 白8W 20	500	
竹木場市民館	大会議室 164. 85	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	50W4 38W24 36W12	150	
高島公民館	会議室 114. 31	有	なし	なし	有	なし	有	40W4	100	
佐志	大会議室	有	ステージ	ステージ	有	有	有	100W8	350	

公民館	283.00		ステージ	ステージ					
久里公民館	会議室 168.00	有	ステージ	ステージ	有	有	有	100W8	200
鬼塚公民館	会議室 168.00	有	ステージ	ステージ	有	有	有	100W8	200
大良公民館	講堂 2 08.00	有	ステージ	ステージ	有	なし	有	40W6	300
湊公民館	大会議室 245.1	有	ステージ	ステージ	有	有	有	32W20 42W13	300
神集島公民館	講堂 2 22.76	有	ステージ	ステージ	有	有	有	80W12	200
成和公民館	会議室 254.22	有	ステージ	ステージ	有	有	有	32W48 白30W5	300

を

「

大成公 民館	会議室 1 77.75	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	36W4 50W7	220	唐津市公民館条例(平成17年条例第300号)に規定する額
志道公 民館	会議室 2 63.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	100W10	250	
東唐津 公民館	会議室 1 93.63	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	40W4 50W7	208	
長松公 民館	会議室 3 15.35	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	36W48 白 60W5	350	
西唐津 公民館	大会議室 390.9 8	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	107W25	340	
竹木場 公民館	大会議室 164.8 5	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	50W4 38W24 36W12	150	

高島公 民館	会議室 1 14.31	有	なし	なし	有	有	40W4	100
佐志公 民館	大会議室 283.0 0	有	ステ ージ	ステ ージ バッ ク	有	有	100W8	250
鏡公民 館	大会議室 259.1 7	有	ステ ージ	ステ ージ バッ ク	有	有	40W32 40W4	223
久里公 民館	会議室 1 68.00	有	ステ ージ	ステ ージ バッ ク	有	有	100W8	200
鬼塚公 民館	会議室 1 68.00	有	ステ ージ	ステ ージ バッ ク	有	有	100W8	200
大良公 民館	講堂 20 8.00	有	ステ ージ	ステ ージ バッ ク	有	有	40W6	180
湊公民 館	大会議室 245.1	有	ステ ージ	ステ ージ バッ ク	有	有	32W20 42W13	300
神集島	講堂 22	有	ステ	ステ	有	有	80W12	200

公民館	2. 7 6		ー	ー				
			ジ	ジ				
				バ				
				ッ				
				ク				
成和公	会議室 2	有	ス	ス	有	有	3 2 W 4 8	3 0 0
民館	5 4. 2 2		ー	ー			白 3 0 W 5	
			ジ	ジ				
				バ				
				ッ				
				ク				

」

に改める。

別表唐津市都市コミュニティセンターの項【7】の欄及び浜崎小の項【7】の欄中「有」を削る。

別表浜崎小の項【11】の欄中「700」を「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表玉島小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表平原小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表浜玉中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を削り、同項【12】の欄中「1, 500」を削り、同表厳木小の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表箆木小の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表厳木中の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表厳木コミュニティセンターの屋内運動場の項【7】の欄及び婦人研修室の項【7】の欄中「有」を削り、同表相知小の項中「無」を削り、「唐津市照明施設条例（平成17年条例第329号）に規定する額」を「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」に改め、同表伊岐佐小の項及び相知中の項中「無」を削り、同表北波多公民館の部大会議室の項【7】の欄、第1会議室の項【7】の欄、第2会議室の項【7】の欄及び第3会議室の項【7】の欄中「無」を削り、同表入野小の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄中「0」を

「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「0」を削り、同表田野小の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表納所小の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表入野小向島分校の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「0」を「唐津市行政財産使用料条例（平成17年条例第70条）に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「0」を削り、同表切木小の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄中「0」を「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「0」を削り、同表肥前中の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表肥前公民館の項【7】の欄中「有」を削り、同表名護屋小の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄中「0」を「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「0」を削り、同表打上小の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表馬渡島小中の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表加唐小中の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表加唐小松島分校の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄中「0」を「唐津市行政財産使用料条例に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「0」を削り、同表海青中の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄中「700」を「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「1,500」を削り、同表鎮西公民館の項【7】の欄、打上公民館の項【7】の欄及び呼子小の項【7】の欄中「無」を削り、同表呼子小の項【11】の欄中「0」を「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「0」を削り、同表小川小中の項【7】の欄中「無」を削り、同項【11】の欄及び【12】の欄中「0」を削り、同表呼子公民館の部大会議室の項【7】の欄、中会議室の項【7】の欄、小会議室の項【7】の欄、中和室の項【7】の欄及び小和室の項【7】の欄中「無」を削り、同表北部集会所の部集会室の項【7】の欄中「有」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同部和室の項【7】の欄中「無」を削り、同項【1

2】の欄中「0」を削り、同表天満集会所の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表呼子中央集会所の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表川端集会所の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表愛宕下集会所の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表愛宕上集会所の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表殿ノ浦集会所の部1階和室の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同部2階和室の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表殿ノ浦西集会所の部大研修室の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同部小研修室の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表小友集会所の項【7】の欄中「有」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表大友集会所の項【7】の欄中「有」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表片島集会所の項【7】の欄中「無」を削り、同項【12】の欄中「0」を削り、同表七山小中の項【7】の欄中「有」を削り、同項【11】の欄中「700」を「唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に規定する額」に改め、同項【12】の欄中「1,500」を削り、同表七山公民館の項【7】の欄中「有」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則

平成17年1月1日
教育委員会規則第1号

(使用料)

第1条 [公職選挙法\(昭和25年法律第100号\)第161条](#)及び[公職選挙法施行令\(昭和25年政令第89号\)第119条第2項](#)の規定による公営施設使用の個人演説会開催のために必要な施設及び設備の範囲並びに[同令第121条](#)の規定により納付すべき公営施設の使用料は、[別表](#)のとおりとする。

(平25教委規則3・一部改正)

(個人演説会開催申出等の期限)

第2条 個人演説会開催の申出、公営施設の使用料納付の期限及び演説会開催申出の取消期限は、その使用の日前2日とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中竹木場公民館は、令和3年9月1日から施行する。

別表(第1条関係)

(令3教委規則8・全改)

施設名	使用室及び面積	設備の程度							入場定員	使用料	
		演台	演壇	演題揭示	椅子	ござ	時計	照明(電灯)		昼	夜
大志小	屋内運動場 919.00 m ²	有	ステージ	ステージバック	有	有	有	200W20 66W18 33W9	900	円 700	円 1,500
東唐津小	屋内運動場 767.00	有	ステージ	ステージバック	有	有	有	白 300W12 水 300W12	800	700	1,500
外町小	屋内運動場 602.00	有	ステージ	ステージバック	有	有	有	80W12 水 400W21	800	700	1,500
成和小	屋内運動場 880.00	有	ステージ	ステージ	有	有	有	270W8 300W12	900	700	1,500

				バック							
長松小	屋内運動場 937.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 500W24	900	700	1,500
西唐津小	屋内運動場 755.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	白 50W12 300W12	800	700	1,500
竹木場小	屋内運動場 792.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	225W30 72W14	800	700	1,500
高島小	屋内運動場 738.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 500W10	800	700	1,500
佐志小	屋内運動場 749.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 300W9 白 500W6	800	700	1,500
鏡山小	屋内運動場 880.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 500W18	900	700	1,500
久里小	屋内運動場 720.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 400W6 水 300W24	800	700	1,500
鬼塚小	屋内運動場 794.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 300W28 100W8	800	700	1,500
大良小	屋内運動場 832.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	白 100W5 水 400W29	900	700	1,500
湊小	屋内運動場 602.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 300W3 200W6 白 300W6	800	700	1,500
一中	屋内運動場 985.13	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	200W8	1,000	700	1,500
佐志中	屋内運動場 872.40	有	ステージ	ステージ	有	有	有	水 300W24	900	700	1,500

				バック							
五中	屋内運動場 601.65	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	40W7	800	700	1,500
鏡中	屋内運動場 872.76	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 300W24	900	700	1,500
鬼塚中	屋内運動場 888.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 400W6 水 300W24	900	700	1,500
西唐津 中	屋内運動場 912.05	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	水 400W28	900	700	1,500
湊中	屋内運動場 567.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	40W8	600	700	1,500
大成公民館	会議室 17 7.75	有	ステージ	ステージ バック	有	なし	有	36W4 50W7	220	唐津市公民館条例(平成17年条例第300号)に規定する額	
志道公民館	会議室 26 3.00	有	ステージ	ステージ バック	有	なし	有	100W10	250		
東唐津 公民館	会議室 19 3.63	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	40W4 50W7	208		
長松公民館	会議室 31 5.35	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	36W48 白 60W5	350		
西唐津 公民館	講堂 483.0 0	なし	ステージ	ステージ バック	有	なし	有	水 40W12 白 8W20	500		
竹木場 公民館	大会議室 1 64.85	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	50W4 38W24 36W12	150		
高島公民館	会議室 11 4.31	有	なし	なし	有	なし	有	40W4	100		
佐志公	大会議室 2	有	ス	ス	有	有	有	100W8	350		

民館	83.00		テ ー ジ	テ ー ジ バ ッ ク								
久里公 民館	会議室 16 8.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	100W8	200			
鬼塚公 民館	会議室 16 8.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	100W8	200			
大良公 民館	講堂 208.0 0	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	な し	有	40W6	300			
湊公民 館	大会議室 2 45.1	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	32W20 42W13	300			
神集島 公民館	講堂 222.7 6	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	80W12	200			
成和公 民館	会議室 25 4.22	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	32W48 白30W5	300			
唐津市 都市コ ミュニ ティセ ンター	会議室 21 1.70	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	白 100W9 白 60W12 110W12 40W14	300	唐津市都市コ ミュニティセ ンター条例(平成1 7年条例第305 号)に規定する 額		
浜崎小	屋内運動場 1,138.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	300W23 60W3	800	700	1,500	
玉島小	屋内運動場 780.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	水400W32	500	700	1,500	
平原小	屋内運動場 711.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	水400W18	500	700	1,500	
浜玉中	屋内運動場 1,356.00	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	水400W24	1,000	700	1,500	

厳木小	屋内運動場 632.00	有	ステージ	ステージ	有	無	有	400W24	700	0	0
箆木小	屋内運動場 1,034.00	有	ステージ	ステージ	有	無	有	100W20	900	0	0
厳木中	屋内運動場 1,701.00	有	ステージ	ステージ	有	無	有	1000W20	1,000	0	0
厳木コミュニティセンター	屋内運動場 598.00	有	ステージ	ステージ	有	有	有	400W14 500W14	600	唐津市厳木コミュニティセンター条例(平成17年条例第306号)に規定する額	
	婦人研修室 170.00	有	ステージ	ステージ	有	有	有	20W×4 14	200		
相知小	屋内運動場 797	有	ステージ	ステージ	有	無	有	400W24	500	唐津市照明施設条例(平成17年条例第329号)に規定する額	
伊岐佐小	屋内運動場 630	有	ステージ	ステージ	有	無	有	400W21	400		
相知中	屋内運動場 1,080	有	ステージ	ステージ	有	無	有	300W24	1,000		
北波多公民館	大会議室	有	ステージ	ステージバック	有	無	有	60W4 40W144 150W6 100W2	200	唐津市公民館条例に規定する額	
	第1会議室	無	無	無	有	無	有	40W16	40		
	第2会議室	無	無	無	無	無	有	40W12	40		
	第3会議室	無	無	無	無	無		(30W+28W)1 (28W+28W)2 (28W+30W+40W)	40		
入野小	屋内運動場 619	有	有	ステージバック	有	無	有	300W12	400	0	0
田野小	屋内運動場 844	有	有	ステージバック	有	有	有	400W13	500	0	0
納所小	屋内運動場 864	有	有	ステージバック	有	無	有	200~400W12	500	0	0
入野小向島分校	2Fホール 62	1 無	有	無	有	有	有	40W11	100	0	0
切木小	屋内運動場 604	有	有	ステージバック	有	無	有	400+250w12 400w2	500	0	0

肥前中	屋内運動場 1,354	有	有	ステー ジ バック	有	無	有	300W20	1,000	0	0
肥前公民館	第1研修室 145	無	有	黒板 等	有	有	有	40W64	120	唐津市公民館条 例に規定する額	
名護屋小	屋内運動場 1,033.00	有	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	400W16 400W12	1,000	0	0
打上小	屋内運動場 748.00	有	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	400W24	800	0	0
馬渡島小中	屋内運動場 610.00	有	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	300W28	800	0	0
加唐小中	屋内運動場 665.00	有	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	400W24 蛍光管12	800	0	0
加唐小松島分校	講堂 108.0 0	有	ステー ジ	ステー ジ バック	無	無	有	32W15 32W1	70	0	0
海青中	屋内運動場 1,350.00	有	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	200W35 66W16 33W8	1,000	700	1,500
鎮西公民館	第8研修室 283.00	有	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	蛍光管18 スポット20	200	唐津市公民館条 例に規定する額	
打上公民館	第5研修室 221.00	無	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	蛍光管18 スポット4	150		
呼子小	屋内運動場 621.00	有	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	400W24	800	0	0
小川小中	屋内運動場 669.00	有	ステー ジ	ステー ジ バック	有	無	有	400W28	800	0	0
呼子公民館	大会議室 3 76.25	有	ステー ジ	ステー ジ	有	無	有	32.5W10 43W36 31.9W21	344	唐津市公民館条 例に規定する額	

				バック								
	中会議室 7 9.4	無	無	ホワイトボード	有	無	有	43W9 黒板灯 19.5	80			
	小会議室 5 7.70	無	無	ホワイトボード	有	無	有	43W6 黒板灯 19.5W2	40			
	中和室 5 6.10	無	無	無	無	無	有	60.5W65.9W1 (床の間)	40			
	小和室 4 4.50	無	無	無	無	無	有	60.5W4	25			
北部集会所	集会室 10 0.84	無	ステージ	無	無	有	有	40W24	140	0	0	
	和室 19.87	無	無	無	無	無	無	40W8	30	0	0	
天満集会所	和室 33.12	無	無	無	無	無	有	(40W+32W+30W)2	50	0	0	
呼子中央集会所	集会室132.5 0	有	ステージ	ステージ	無	無	有	40W39 150W2 20W3	265	0	0	
川端集会所	会議室 5 2.61	有	ステージ	無	有	無	有	40W13	75	0	0	
愛宕下集会所	和室 36.43	無	無	無	無	無	有	20W13	50	0	0	
愛宕上集会所	集会室 4 3.06	有	ステージ	無	無	無	無	40W18 110W2	60	0	0	
殿ノ浦集会所	1階和室 3 6.85	無	無	無	無	無	有	20W12	50	0	0	
	2階和室 2 6.49	無	無	無	無	無	有	30W4	35	0	0	
殿ノ浦西集会所	大研修室 4 3.77	無	無	無	無	無	有	20W24	50	0	0	
	小研修室 2 1.8	無	無	無	無	無	有	20W8	25	0	0	
小友集会所	会議室 5 5.89	無	無	無	無	有	有	110W10	80	0	0	
大友集会所	会議室 2 4.30	無	無	無	無	有	有	40W12	35	0	0	
片島集会所	和室 37.26	無	無	無	無	無	有	40W8	50	0	0	
七山中	屋内運動場 943.00	有	ステージ	ステージ バック	有	有	有	110W10 270W20 400W20	600	700	1,500	
七山公民館	多目的ホール 647.00	有	ステージ	ステージ	有	有	有	40W84 150W64 400W11	720	唐津市公民館条例に規定する額		

議案第 18 号

唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則制定について

唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 これまでは奨学生の募集を入学前に実施してきたが、経済的理由により就学困難であることから、追加の募集がないかとの問い合わせを入学後に受けることがあったため、入学前に限らず追加募集することができるよう改正するものである。

また、民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正により成年年齢が 18 歳となったことから、規則中の「保護者」の呼称を変更するもの。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正理由

これまでは奨学生の募集を入学前に実施してきたが、経済的理由により就学困難であることから、追加の募集がないかとの問い合わせを入学後に受けることがあったため、入学前に限らず追加募集することができるよう改正するもの。

また、民法（明治29年法律第89号）の改正により成年年齢が18歳となったことから、規則中の「保護者」の呼称を変更するもの。

3 規則案の内容

入学前に限らず、経済的理由により就学困難となった者を対象に奨学生を追加募集するため、奨学生の対象者、募集人員を変更するもの。

また、「保護者」を「父母等」に変更するもの。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市奨学基金条例施行規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保護者が」を「父母（父母が不在の場合にはそれに変わる者）（以下「父母等」という。）が」に改め、同条第2号中「若しくは」を「、」に改め、「編入する者」の次に「若しくは在学する者」を加える。

第3条第2項中「の保護者又は本人」を「又は父母等」に、同条第3項中「又は編入するとき」を「若しくは編入し、又は在学するとき」に改める。

第4条第3号中「本人」を「申請者」に、「保護者」を「父母等」に改め、同条第4号中「本人」を「申請者」に、「保護者」を「父母等」に改める。

第8条第2項中「連帯保証人（以下「保証人」という。）1人」を「連帯保証人2人」に改め、同条第3項中「保証人」を「連帯保証人」に改め、「25歳以上の」を削り、「でなければならない。」を「とし、そのうち1人は、奨学生の父母等でなければならない。」に改め、同条第4項中「保証人は」を「連帯保証人は」に改める。

第9条中「本人」を「奨学生」に、「保護者」を「父母等」に改める。

第11条第1項中「保護者」を「父母等」に改め、同条第2号中「保護者及び保証人」を「連帯保証人」に改める。

第12条の見出し中「成績」を「在学」に、同条中「奨学生」を「高等学校等に在学する奨学生」に、「学業成績証明書を毎年3月31日までに」を「毎年度（奨学生に決定された年度を除く。）速やかに在学証明書を」に改める。

第13条第4項中「を猶予し、」を「の猶予、月賦額の変更」に改める。

第16条第2項中「本人」を「奨学生」に、「保証人」を「連帯保証人」に改める。

第17条第2項中「第4条第1号及び第4号に掲げる書類の内容に異動が生じたときは」を「奨学生又は保証人の氏名又は住所が変更したときは」に改め、同条第3項中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同条第4項中「保証人」を「連帯保証

人」に、「保証人変更届」を「連帯保証人変更届」に改める。

別表中「初め」を「年度中」に、「24人」を「30人」に、「又は編入時」を「編入時又は在学中」に、「19人」を「24人」に、「10人」を「15人」に改める。

第1号様式（第4条関係）中

「

氏名		性別	
----	--	----	--

を

「

ふりがな 氏名	
------------	--

に、

「

家族	氏名	年齢	職業	勤務先	父母不在の時はその年月日 年 月 日		
父					就学者の 在学学校名	学年	奨学金 の有無
母							
本人							

を

「

家族	氏名	年齢	職業	勤務先	就学者の 在学学校名	学年	奨学金 の有無
父							
母							
本人							

に、

「保護者」を「父母等」に改める。

第4号様式（第8条関係）中「保護者」を「連帯保証人（父母等）」に、「保証人」を「連帯保証人」に、「保護者及び保証人」を「連帯保証人」に改める。

第5号様式（第10条関係）中「保護者」を「連帯保証人（父母等）」に改める。

第6号様式（第10条関係）中「保護者」を「連帯保証人（父母等）」に改める。

第9号様式（第16条関係）中「保護者」を「連帯保証人（父母等）」に改める。

第11号様式（第17条関係）中「保護者」を「連帯保証人（父母等）」に改める。

第12号様式（第17条関係）中「保護者」を「連帯保証人（父母等）」に改める。

第13条様式（第17条関係）中「保護者（遺族）」を「連帯保証人（父母等）（遺族）」に改める。

第14条様式（第17条関係）中「保証人変更届」を「連帯保証人変更届」に、「保護者」を「連帯保証人（父母等）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第18号参考資料

唐津市奨学基金条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(奨学生)</p> <p>第2条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有している者又はその<u>父母（父母が不在の場合にはそれに変わる者）</u>（以下「父母等」という。）が本市に住所を有している者</p> <p>(2) 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）及び高等専門学校並びに専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学する者又は大学（短期大学及び専修学校専門課程を含む。以下同じ。）に入学する者、<u>_____大学の第3学年に編入する者若しくは在学する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(奨学金の種別等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 奨学金は、奨学生又は父母等<u>_____</u>に交付する。</p> <p>3 奨学金の貸付期間は、高等学校等についてはその者の在学する高等学校等の最短終業年限とし、大学についてはその者が入学し、<u>若しくは編入し、又は在学するときの1回</u>とし、いずれも無利子とする。</p> <p>4 略</p> <p>(奨学金の申請手続)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出しなけれ</p>	<p>(奨学生)</p> <p>第2条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 本市に住所を有している者又はその<u>保護者_____</u>が本市に住所を有している者</p> <p>(2) 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）及び高等専門学校並びに専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学する者又は大学（短期大学及び専修学校専門課程を含む。以下同じ。）に入学する者<u>若しくは大学の第3学年に編入する者_____</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(奨学金の種別等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 奨学金は、奨学生<u>の保護者又は本人_____</u>に交付する。</p> <p>3 奨学金の貸付期間は、高等学校等についてはその者の在学する高等学校等の最短終業年限とし、大学についてはその者が入学し、<u>又は編入するとき_____</u>の1回とし、いずれも無利子とする。</p> <p>4 略</p> <p>(奨学金の申請手続)</p> <p>第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出しなけれ</p>

ばならない。

(1)及び(2) 略

(3) 申請者及び父母等の世帯全員の住民票の写し

(4) 申請者及び父母等の世帯全員の所得証明書

(5) 略

(誓約書)

第8条 略

2 前項の誓約書には、連帯保証人2人が連署しなければならない。

3 連帯保証人は、原則として市内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、保証能力を有すると教育委員会が認める者とし、そのうち1人は、奨学生の父母等でなければならない。

4 連帯保証人は、奨学金返還に関する一切の責任を負い、かつ、身元を保証しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(奨学金の支払)

第9条 教育委員会は、第3条第1項の規定による奨学金を教育委員会の認める金融機関において奨学生又は父母等に支払う。

(奨学生の決定の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学生の決定を取り消し、本人又は父母等に奨学生取消通知書(第7号様式)を交付する。

(1) 略

(2) 連帯保証人が共に唐津市民でなくなったとき。

ばならない。

(1)及び(2) 略

(3) 本人及び保護者の世帯全員の住民票の写し

(4) 本人及び保護者の世帯全員の所得証明書

(5) 略

(誓約書)

第8条 略

2 前項の誓約書には、連帯保証人(以下「保証人」という。)1人が連署しなければならない。

3 保証人は、原則として市内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、保証能力を有すると教育委員会が認める25歳以上の者でなければならない。

4 保証人は、奨学金返還に関する一切の責任を負い、かつ、身元を保証しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(奨学金の支払)

第9条 教育委員会は、第3条第1項の規定による奨学金を教育委員会の認める金融機関において本人又は保護者に支払う。

(奨学生の決定の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学生の決定を取り消し、本人又は保護者に奨学生取消通知書(第7号様式)を交付する。

(1) 略

(2) 保護者及び保証人が共に唐津市民でなくなったとき。

(3)及び(4) 略

(在学証明書の提出)

第12条 高等学校に在学する奨学生は、毎年度（奨学生に決定された年度を除く。）速やかに在学証明書を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第13条 略

2及び3 略

4 前各項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、奨学金の返還期間の猶予、月賦額の変更又は返還を免除する。

(返還期間の猶予等)

第16条 略

2 教育委員会は、前項の申請が適当であると認めた場合は、返還猶予（免除）許可書（第10号様式）により、奨学生、遺族又は連帯保証人に通知する。

(届出義務)

第17条 略

2 奨学生又は連帯保証人の氏名又は住所が変更したときは _____、速やかに教育委員会に変更届（第12号様式）を提出しなければならない。

3 奨学生が死亡した場合は、遺族又は連帯保証人は、速やかに教育委員会に死亡届（第13号様式）を提出しなければならない。

4 連帯保証人が欠けた場合、又は連帯保証人が第8条第3項に規定する資格を欠くに至った場合は、新たに連帯保証人を選定し、速やかに教育委員会に連帯保証人変更届（第14号様式）を提出しなければならない。

別表（第3条関係）

(3)及び(4) 略

(成績証明書の提出)

第12条 奨学生 _____ は、学業成績証明書を毎年3月31日までに _____ 教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第13条 略

2及び3 略

4 前各項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、奨学金の返還期間を猶予し、 _____ 又は返還を免除する。

(返還期間の猶予等)

第16条 略

2 教育委員会は、前項の申請が適当であると認めた場合は、返還猶予（免除）許可書（第10号様式）により、本人、遺族又は保証人 _____ に通知する。

(届出義務)

第17条 略

2 第4条第1号及び第4号に掲げる書類の内容に異動が生じたときは、速やかに教育委員会に変更届（第12号様式）を提出しなければならない。

3 奨学生が死亡した場合は、遺族又は保証人 _____ は、速やかに教育委員会に死亡届（第13号様式）を提出しなければならない。

4 保証人 _____ が欠けた場合、又は保証人 _____ が第8条第3項に規定する資格を欠くに至った場合は、新たに保証人 _____ を選定し、速やかに教育委員会に保証人変更届 _____（第14号様式）を提出しなければならない。

別表（第3条関係）

区分	種別	金額	支払の時期	人員
高等学校等	貸与	200,000円	毎学年の <u>年度中</u>	30人以内
大学(入学準備金を除く。)	貸与	600,000円	入学時、編入時又は <u>在学中</u>	一般枠 24人以内 蒲原枠 6人以内
大学(入学準備金)	貸与	600,000円	入学決定時	15人以内

第1号様式(第4条関係)

<u>ふりがな</u> 氏名	生年月日	年月日 (満歳)
-------------------	------	-------------

略

家族	氏名	年齢	職業	勤務先	就学者の在学校名	学年	奨学金の有無
父					/		
母							
本人							

略

唐津市教育委員会 教育長 様	本人氏名 父母等氏名	(印)
-------------------	---------------	-----

第4号様式(第8条関係)

区分	種別	金額	支払の時期	人員
高等学校等	貸与	200,000円	毎学年の <u>初め</u>	24人以内
大学(入学準備金を除く。)	貸与	600,000円	入学時又は編入時	一般枠 19人以内 蒲原枠 6人以内
大学(入学準備金)	貸与	600,000円	入学決定時	10人以内

第1号様式(第4条関係)

<u>氏名</u>	性別	生年月日	年月日 (満歳)
-----------	----	------	-------------

略

家族	氏名	年齢	職業	勤務先	父母不在の時はその年月日	就学者の在学校名	学年	奨学金の有無
父					/			
母								
本人								

略

唐津市教育委員会 教育長 様	本人氏名 保護者氏名	(印)
-------------------	---------------	-----

第4号様式(第8条関係)

略
氏名

連帯保証人 住所
(父母等) 氏名 (印)

連帯保証人 住所
氏名 (印)

略

なお、本人において義務を怠り、その他事故を起こしたときは、連帯保証人
__において引き受けますことをここに連署のうえ誓約いたします。

略

第5号様式 (第10条関係)

略

年月日

本 人 住所
氏名 (印)

連帯保証人 住所
(父母等) 氏名 (印)

連帯保証人 住所
氏名 (印)

唐津市教育委員会

教育長 様

第6号様式 (第10条関係)

略

本人 決定番号 年度 第 号

略
氏名

保護者 住所
_____ 氏名 (印)

保証人 住所
_____ 氏名 (印)

略

なお、本人において義務を怠り、その他事故を起こしたときは、保護者及び保証人
__において引き受けますことをここに連署のうえ誓約いたします。

略

第5号様式 (第10条関係)

略

年月日

本 人 住所
氏名 (印)

保 護 者 住所
_____ 氏名 (印)

連帯保証人 住所
_____ 氏名 (印)

唐津市教育委員会

教育長 様

第6号様式 (第10条関係)

略

本人 決定番号 年度 第 号

住所
氏名

㊦

連帯保証人 住所
(父母等) 氏名

㊦

連帯保証人 住所
氏名

㊦

第9号様式 (第16条関係)

略

3 添付書類

年月日

本人 住所
氏名

㊦

連帯保証人 住所
(父母等) 氏名

㊦

連帯保証人 住所
氏名

㊦

唐津市教育委員会

教育長 様

第11号様式 (第17条関係)

略

3 添付書類

年月日

本人 住所
氏名

㊦

住所
氏名

㊦

保護者 住所
氏名

㊦

連帯保証人 住所
氏名

㊦

第9号様式 (第16条関係)

略

3 添付書類

年月日

本人 住所
氏名

㊦

保護者 住所
氏名

㊦

連帯保証人 住所
氏名

㊦

唐津市教育委員会

教育長 様

第11号様式 (第17条関係)

略

3 添付書類

年月日

本人 住所
氏名

㊦

連帯保証人 住所
(父母等) 氏名

㊦

連帯保証人 住所
氏名

㊦

唐津市教育委員会

教育長 様

第 1 2 号様式 (第 1 7 条関係)

略

2 変更期日

年月日

本 人 住所
氏名

㊦

連帯保証人 住所
(父母等) 氏名

㊦

連帯保証人 住所
氏名

㊦

唐津市教育委員会

教育長 様

第 1 3 号様式 (第 1 7 条関係)

略

年月日

連帯保証人 (父母等) 住所
(遺 族) 氏名

㊦

連帯保証人 住所

保 護 者 住所
_____ 氏名

㊦

連帯保証人 住所
氏名

㊦

唐津市教育委員会

教育長 様

第 1 2 号様式 (第 1 7 条関係)

略

2 変更期日

年月日

本 人 住所
氏名

㊦

保 護 者 住所
_____ 氏名

㊦

連帯保証人 住所
氏名

㊦

唐津市教育委員会

教育長 様

第 1 3 号様式 (第 1 7 条関係)

略

年月日

保護者 (遺族) _____ 住所
_____ 氏名

㊦

連帯保証人 住所

氏名

唐津市教育委員会
教育長 様

第 1 4 号様式 (第 1 7 条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届

略

3 変更理由

年月日

	本	人	住	所		
				氏名	印	
	<u>連帯保証人</u>		住	所		
	<u>(父母等)</u>		氏	名	印	
	連帯保証人		住	所		
			氏	名	印	

唐津市教育委員会
教育長 様

氏名

唐津市教育委員会
教育長 様

第 1 4 号様式 (第 1 7 条関係)

保 証 人 変 更 届

略

3 変更理由

年月日

	本	人	住	所		
				氏名	印	
	<u>保護者</u>		住	所		
	_____		氏	名	印	
	連帯保証人		住	所		
			氏	名	印	

唐津市教育委員会
教育長 様

○唐津市奨学基金条例施行規則

平成17年1月1日

教育委員会規則第2号

改正 平成18年1月1日教委規則第6号

平成21年1月22日教委規則第1号

平成21年2月26日教委規則第2号

平成21年4月24日教委規則第19号

平成21年12月24日教委規則第32号

平成22年3月31日教委規則第4号

(唐津市奨学基金条例施行規則等の一部を改正する規則第1条による改正)

平成24年12月27日教委規則第13号

平成25年7月26日教委規則第10号

平成25年12月27日教委規則第12号

平成26年12月26日教委規則第6号

平成27年3月27日教委規則第9号

(唐津市奨学基金条例施行規則等の一部を改正する規則第1条による改正)

平成27年11月26日教委規則第11号

平成31年3月28日教委規則第3号

令和元年11月28日教委規則第9号

令和2年4月23日教委規則第3号

令和3年3月24日教委規則第2号

令和4年3月24日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市奨学基金条例（平成17年条例第80号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令4教委規則7・一部改正)

(奨学生)

第2条 奨学金を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも

該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有している者又はその保護者が本市に住所を有している者
- (2) 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）及び高等専門学校並びに専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学する者又は大学（短期大学及び専修学校専門課程を含む。以下同じ。）に入学する者若しくは大学の第3学年に編入する者
- (3) 学業、人物とも優秀で経済的理由により修学困難であると認められる者

（平25教委規則12・一部改正）

（奨学金の種別等）

第3条 奨学金の種別、金額、支払の時期及び人員は、別表のとおりとする。

- 2 奨学金は、奨学生の保護者又は本人に交付する。
- 3 奨学金の貸付期間は、高等学校等についてはその者の在学する高等学校等の最短終業年限とし、大学についてはその者が入学し、又は編入するときの1回とし、いずれも無利子とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、奨学生の特別な理由により修学困難となった場合、又は唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合は、貸付期間を短縮することができる。

（奨学金の申請手続）

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 高等学校等については出身中学校長の推薦書、大学については出身高等学校長の推薦書（第2号様式）又は教育委員会が適当と認める証明書等
- (3) 本人及び保護者の世帯全員の住民票の写し
- (4) 本人及び保護者の世帯全員の所得証明書
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（平21教委規則32・一部改正）

(奨学生の決定)

第5条 教育委員会は、申請者のうちから奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）の選考を経て、奨学生を決定する。

(委員会)

第6条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 教育部長
- (3) 教育副部長
- (4) 教育企画課長
- (5) 教育総務課長
- (6) 学校教育課長
- (7) 学校支援課長

2 委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会は、奨学生に関する必要な事項を審議する。

5 前項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(平22教委規則4・平25教委規則10・平27教委規則9・平31教委規則3・一部改正)

(決定通知)

第7条 教育委員会は、奨学生を決定したときは、本人に対し奨学生決定通知書（第3号様式）を交付する。

(平21教委規則32・一部改正)

(誓約書)

第8条 前条の通知書を受けた奨学生は、速やかに誓約書（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の誓約書には、連帯保証人（以下「保証人」という。）1人が連署しなけ

ればならない。

3 保証人は、原則として市内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、保証能力を有すると教育委員会が認める25歳以上の者でなければならない。

4 保証人は、奨学金返還に関する一切の責任を負い、かつ、身元を保証しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(平21教委規則32・平25教委規則12・一部改正)

(奨学金の支払)

第9条 教育委員会は、第3条第1項の規定による奨学金を教育委員会の認める金融機関において本人又は保護者に支払う。

(奨学金借用証書)

第10条 奨学生は、奨学金の支払を受ける日までに、奨学金借用証書(第5号様式)及び奨学金返済明細書(第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(平21教委規則32・一部改正)

(奨学生の決定の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学生の決定を取り消し、本人又は保護者に奨学生取消通知書(第7号様式)を交付する。

(1) 奨学生が高等学校等又は大学に入学しないとき。

(2) 保護者及び保証人が共に唐津市民でなくなったとき。

(3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が奨学生の決定の取消しを適当と認めるとき。

(平21教委規則32・一部改正)

(成績証明書の提出)

第12条 奨学生は、学業成績証明書を毎年3月31日までに教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の返還)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付けの終了した翌月から起算して6年以内に奨学金を返還しなければならない。ただし、当初1年間は据置期間とすることができる。

- (1) 高等学校等若しくは大学を卒業し、若しくは終了し、又は奨学金貸付期間が満了したとき。
- (2) 高等学校等又は大学を退学したとき。
- (3) 奨学生の決定を辞退したとき。
- (4) 奨学生を取消しされたとき。

2 前項の返還金は、月賦の方法によらなければならない。このときの返還金は、1万円とする。

3 返還金は、いつでも繰上償還することができる。

4 前各項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、奨学金の返還期間を猶予し、又は返還を免除する。

(返還指令書)

第14条 教育委員会は、前条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、奨学金返還指令書(第8号様式)により、返還を指令する。

(平21教委規則32・一部改正)

(返還金の納付)

第15条 返還金は、別に定める納入通知書により所定の日までに、教育委員会が認める金融機関に納付しなければならない。

(返還期間の猶予等)

第16条 第13条第4項の規定により返還期間の猶予又は返還の免除を受けようとする者は、返還猶予(免除)申請書(第9号様式)に必要書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請が適当であると認めた場合は、返還猶予(免除)許可書(第10号様式)により、本人、遺族又は保証人に通知する。

(平21教委規則32・一部改正)

(届出義務)

第17条 奨学生は、退学し、休学し、停学し、又は復学したときは、速やかに教育委員会に身分変更届（第11号様式）を提出しなければならない。

2 第4条第1号及び第4号に掲げる書類の内容に異動が生じたときは、速やかに教育委員会に変更届（第12号様式）を提出しなければならない。

3 奨学生が死亡した場合は、遺族又は保証人は、速やかに教育委員会に死亡届（第13号様式）を提出しなければならない。

4 保証人が欠けた場合、又は保証人が第8条第3項に規定する資格を欠くに至った場合は、新たに保証人を選定し、速やかに教育委員会に保証人変更届（第14号様式）を提出しなければならない。

（平21教委規則32・一部改正）

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日までに、合併前の唐津市奨学基金条例施行規則（昭和52年唐津市教育委員会規則第7号）及び浜玉町青少年育成援護基金条例施行規則（昭和46年浜玉町規則第18号）（以下「合併前の規則」という。）の規定により奨学生の決定を受けた者に係る奨学金については、なお合併前の規則の例による。

（七山村の編入に伴う経過措置）

3 七山村の編入の日の前日までに、編入前の七山村奨学基金条例施行規則（昭和61年七山村規則第2号）の規定により奨学生の決定を受けた者に係る奨学金については、なお編入前の規則の例による。

（平18教委規則6・追加）

（令和2年度から令和4年度までの唐津市奨学生に関する特例）

4 令和2年度から令和4年度までの間、第2条第2号中「入学する者若しくは大

学の第3学年に編入する者」とあるのは「入学する者若しくは大学の第3学年に編入する者又は在学する者」と、第3条第3項中「入学し、又は編入するとき」とあるのは「入学し、若しくは編入し、又は在学するとき」と、別表（第3条関係）中「毎学年の初め」とあるのは「毎学年の年度中」と、「24人以内」とあるのは「60人以内」と、「入学時又は編入時」とあるのは「入学時、編入時又は在学中」と、「19人以内」とあるのは「60人以内」とする。

（令2教委規則3・追加、令3教委規則2・令4教委規則7・一部改正）

附 則（平成18年教委規則第6号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（平24教委規則13・平26教委規則6・平27教委規則11・一部改正）

区分	種別	金額	支払の時期	人員
高等学校等	貸与	200,000 円	毎学年の初め	24人以内
大学（入学準備金を除く。）	貸与	600,000 円	入学時又は編入時	一般枠 19人 以内 蒲原枠 6人 以内
大学（入学準備金）	貸与	600,000 円	入学決定時	10人以内

第1号様式(第4条関係)

奨 学 金 貸 付 申 請 書

氏 名		性別		生年月日	年 月 日 (満 歳)	
在学(出身)校名						
現住所						
希望校	第1希望		第2希望			
家 族 構 成	家族	氏 名	年齢	職 業	勤 務 先	父母不在の時はその年月日 年 月 日
	父					就学者の 在学名
	母					
	本人					奨学金 の有無
申 込 理 由						
<p>上記のとおり相違ありません。 奨学生に採用のうえ、奨学金を貸付けくださるようお願いいたします。 なお、本人に対しては、奨学生としての責任を果すことはもとより規定に従うことを誓約します。また、この申請に当たり市民税課税台帳の閲覧には、同意します。 年 月 日 唐津市教育委員会 教育長 様</p> <p style="text-align: right;">本 人 氏 名 保 護 者 氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>						

第2号様式(第4条関係)

推 薦 書

														氏名				
学習の記録	学年	教科																
	1																備考	
	2																	
	3																	
行動及び事実の記録	1 事実の記録							2 所見										
	第1学年																	
	第2学年																	
	第3学年																	
	3 評定(第2学年末)																	
	項目	基本的生活的な習慣	健康の向上	力の体	自主・自律	責任感	創意工夫	思いやり	・協力	生命尊重・	自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・	公德心			
評定																		
健康の記録	区分	1	2	3	健康の記録				総合所感									
	授業日数				第1学年													
	出停、忌引等の日数				第2学年													
	出席しなければならぬ日数				第3学年													
	欠席日数																	
	出席日数																	
	備考																	
<p>本書の者は、人物学業ともに優秀、身体強健で奨学生として適切な者と推薦します。 年 月 日 唐津市教育委員会 教育長 様</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p>																		

(注) 第3学年の項については、第1学期までの状況について記入のこと。

第4号様式(第8条関係)

誓 約 書

決定番号 年度第 号

学校名

氏 名

保護者 住 所

氏 名

㊟

保証人 住 所

氏 名

㊟

このたび、 は唐津市奨学生に決定され、唐津市奨学金を貸し付けられることになりました。

つきましては、関係条規を厳重に守り、もし趣旨に違背する行為があったときは、指示に従います。

なお、本人において義務を怠り、その他事故を起こしたときは、保護者及び保証人において引き受けますことをここに連署のうえ誓約いたします。

年 月 日

唐津市教育委員会

教育長 様

第 5 号様式(第 10 条関係)

奨 学 金 借 用 証 書

金	十	万	千	百	十	円	也
---	---	---	---	---	---	---	---

唐津市奨学生として上記の金額を借用しました。

この金額は、唐津市奨学基金条例施行規則の規定に従い、私共連帯して別添奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約し、返還完了の日まで本証書を提出します。

なお、教育委員会から返還を命じられた場合は、直ちに返還します。

年 月 日

本人住所

氏名

㊞

保護者住所

氏名

㊞

連帯保証人住所

氏名

㊞

唐津市教育委員会

教育長 様

※ 租税特別措置法第 9 1 条の 3 第 2 項の規定の適用により、印紙税が非課税となります。

第6号様式(第10条関係)

奨学金返還明細書

貸付けを受けました奨学金は、次の方法により返還いたします。

返還金額 円
返還方法 月額10,000円
返還期間 年 月 日から 年 月 日まで
返還期日 年 月 日
年 月 日

本人 決定番号 年度 第 号

住所

氏名

㊦

保護者 住所

氏名

㊦

連帯保証人 住所

氏名

㊦

唐津市教育委員会

教育長 様

第7号様式(第11条関係)

奨学生取消通知書

決定番号 年度 第 号

住 所

氏 名

唐津市奨学基金条例施行規則第11条の規定により、上記の者は、唐津市奨学生を取り消
します。

1 取消理由

2 取消期日

年 月 日

様

唐津市教育委員会

教育長

印

第9号様式(第16条関係)

返 還 猶 予(免 除)申 請 書

決定番号 年度 第 号
氏 名

次のとおり奨学金返還期間の猶予(返還の免除)を申請します。

1 猶予を受けたい期間 (免除を受けたい金額)

年 月 日から

年 月 日まで

(金 円也)

2 理 由

3 添付書類

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

㊟

保 護 者 住 所

氏 名

㊟

連帯保証人 住 所

氏 名

㊟

唐津市教育委員会

教育長 様

第10号様式(第16条関係)

返 還 猶 予(免 除)許 可 書

決定番号 年度 第 号

氏 名

次のとおり奨学金返還を猶予(免除)します。

1 猶予期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 免除金額

金 円也

年 月 日

様

唐津市教育委員会

教育長



第11号様式(第17条関係)

身 分 変 更 届

決定番号 年度 第 号

氏 名

次のとおり身分が変更になりましたのでお届けします。

1 変更事項 (該当に○)

退学 休学 停学 復学

2 変更期日又は期間

3 添付書類

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

㊟

保 護 者 住 所

氏 名

㊟

連帯保証人 住 所

氏 名

㊟

唐津市教育委員会

教育長 様

第12号様式(第17条関係)

変 更 届

決定番号 年度 第 号

氏 名

次のとおり変更したのでお届けします。

1 変更事項

2 変更期日

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

印

保 護 者 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

印

唐津市教育委員会

教育長 様

第13号様式(第17条関係)

死 亡 届

決定番号 年度 第 号

氏 名

上記の奨学生が、 年 月 日死亡しましたのでお届けします。

年 月 日

保護者(遺族) 住 所

氏 名

㊦

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

㊦

唐津市教育委員会

教育長 様

第14号様式(第17条関係)

保 証 人 変 更 届

決定番号 年度 第 号

次のとおり連帯保証人が変更しましたのでお届けします。

1 旧連帯保証人 住 所

氏 名

2 新連帯保証人 住 所

氏 名

生年月日

3 変更理由

年 月 日

本 人 住 所

氏 名

㊟

保 護 者 住 所

氏 名

㊟

連帯保証人 住 所

氏 名

㊟

唐津市教育委員会

教育長 様

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

（平21教委規則2・一部改正）

第3号様式（第7条関係）

（平21教委規則32・旧第4号様式繰上）

第4号様式（第8条関係）

（平21教委規則32・旧第5号様式繰上）

第5号様式（第10条関係）

（令元教委規則9・全改）

第6号様式（第10条関係）

（平21教委規則32・旧第7号様式繰上）

第7号様式（第11条関係）

（平21教委規則32・旧第8号様式繰上）

第8号様式（第14条関係）

（平21教委規則32・旧第9号様式繰上）

第9号様式（第16条関係）

（平21教委規則32・旧第10号様式繰上）

第10号様式（第16条関係）

（平21教委規則32・旧第11号様式繰上）

第11号様式（第17条関係）

（平21教委規則32・旧第12号様式繰上）

第12号様式（第17条関係）

（平21教委規則32・旧第13号様式繰上）

第13号様式（第17条関係）

（平21教委規則32・旧第14号様式繰上）

第14号様式（第17条関係）

（平21教委規則32・旧第15号様式繰上）

議案第20号

唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程廃止制定について

唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を別紙のように廃止制定するものとする。

令和5年3月23日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定（令和5年条例第号）に伴い、唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務を唐津市に準じた取り扱いとするため、唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年教育委員会規程第15号）を廃止し、新たに唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を制定するものである。

規 程 案 の 概 要

1 規程案の題名

唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

2 廃止及び制定理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定（令和5年条例第 号）に伴い、唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する事務を唐津市に準じた取り扱いとするため従前の規程を廃止し、新たに制定するため。

3 制定内容

個人情報の保護に関する法律の規定に基づく唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は唐津市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第 号）の規定の例によるものとし、附則において従前の規程を廃止するもの。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月 日

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については唐津市個人情報保護法施行細則（令和5年規則第 号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成17年教育委員会規程第15号）は、廃止する。

○唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

平成17年4月1日
教育委員会規程第15号

唐津市個人情報保護条例(平成17年条例第354号)の規定に基づく唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、市長が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成17年規則第250号)の規定の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく唐津市教育委員会
が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については唐津市個人情報保護法施行細則
(令和〇年規則第〇号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止)
- 2 唐津市教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年教育委員会規程第
15号)は、廃止する。

議案第 21 号

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する
規程制定について

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を別紙
のように制定するものとする。

令和 5 年 3 月 23 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正及び
唐津市個人情報保護に関する法律施行条例制定（令和 5 年条例第
号）に伴い改正するものである。

規 程 案 の 概 要

1 規程案の題名

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

2 改正理由

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正及び唐津市個人情報保護に関する法律施行条例制定（令和5年条例第 号）に伴い改正するもの。

3 改正内容

別表第1 教育部長及び市民センター長が専決できる事項中「唐津市個人情報保護条例」を「唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第号）」に改める。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月 日

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する
規程

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程（平成17年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「17 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。」を「17 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第 号）に基づく保有個人情報の開示等に関すること。」に、
「15 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。」を「15 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号参考資料

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>別表第 1 (第 3 条、第 5 条関係)</p> <p>専決事項</p> <table border="1" data-bbox="165 432 1144 1002"> <tr> <td data-bbox="165 432 1144 488">教育部長が専決できる事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 493 1144 549">1 ～ 1 6 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 553 1144 743">1 7 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 (令和 5 年条例第 号) に基づく保有個人情報の開示等に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 748 1144 804">1 8 ～ 3 3 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 809 1144 865">市民センター長が専決できる事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 869 1144 925">1 ～ 1 4 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 930 1144 962">1 5 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定に基づく保有個人情報の開示等に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="165 967 1144 1002">1 6 ～ 2 9 略</td> </tr> </table>	教育部長が専決できる事項	1 ～ 1 6 略	1 7 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 (令和 5 年条例第 号) に基づく保有個人情報の開示等に関すること。	1 8 ～ 3 3 略	市民センター長が専決できる事項	1 ～ 1 4 略	1 5 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定に基づく保有個人情報の開示等に関すること。	1 6 ～ 2 9 略	<p>別表第 1 (第 3 条、第 5 条関係)</p> <p>専決事項</p> <table border="1" data-bbox="1182 432 2161 1002"> <tr> <td data-bbox="1182 432 2161 488">教育部長が専決できる事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 493 2161 549">1 ～ 1 6 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 553 2161 743">1 7 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 748 2161 804">1 8 ～ 3 3 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 809 2161 865">市民センター長が専決できる事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 869 2161 925">1 ～ 1 4 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 930 2161 962">1 5 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1182 967 2161 1002">1 6 ～ 2 9 略</td> </tr> </table>	教育部長が専決できる事項	1 ～ 1 6 略	1 7 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。	1 8 ～ 3 3 略	市民センター長が専決できる事項	1 ～ 1 4 略	1 5 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。	1 6 ～ 2 9 略
教育部長が専決できる事項																	
1 ～ 1 6 略																	
1 7 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 (令和 5 年条例第 号) に基づく保有個人情報の開示等に関すること。																	
1 8 ～ 3 3 略																	
市民センター長が専決できる事項																	
1 ～ 1 4 略																	
1 5 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定に基づく保有個人情報の開示等に関すること。																	
1 6 ～ 2 9 略																	
教育部長が専決できる事項																	
1 ～ 1 6 略																	
1 7 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。																	
1 8 ～ 3 3 略																	
市民センター長が専決できる事項																	
1 ～ 1 4 略																	
1 5 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。																	
1 6 ～ 2 9 略																	

○唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程

平成17年1月1日

教育委員会規程第1号

改正 平成18年1月1日教委規程第1号

平成18年4月1日教委規程第2号

平成22年3月31日教委規程第2号

平成23年3月24日教委規程第1号

平成24年4月26日教委規程第1号

平成24年7月26日教委規程第2号

平成26年3月28日教委規程第1号

平成27年3月27日教委規程第2号

(唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程等の一部を改正する規程第1条による改正)

平成30年7月26日教委規程第1号

平成31年3月28日教委規程第1号

令和3年3月24日教委規程第3号

令和4年3月24日教委規程第1号

令和5年1月26日教委規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、唐津市教育委員会の事務の迅速な処理と責任の明確を期するため、教育長の権限に属する事務であって、別に定めのあるものを除くほか、教育部長等が専決及び代決できる事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 教育長の権限に属する事務の一部を教育部長、市民センター長及び課長等が、その責任において常時決裁すること。
- (2) 代決 教育長又は専決することができる者（以下「専決権者」という。）が

不在のとき、その決裁すべき事務を認められた範囲内で、一時的に教育長又は当該専決権者に代わり決裁することをいう。

(3) 市民センター長 浜玉市民センター長、巖木市民センター長、相知市民センター長、北波多市民センター長、肥前市民センター長、鎮西市民センター長、呼子市民センター長及び七山市民センター長をいう。

(4) 課長等 唐津市教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第7号）に定める課長をいう。

（平18教委規程1・平24教委規程1・平27教委規程2・一部改正）

（専決事項）

第3条 教育部長、市民センター長及び課長等が専決できる事項は、別表第1のとおりとする。

2 市立の小学校長、中学校長及び統括事務長又は事務長である学校運営支援室長が専決できる事項は、別表第2のとおりとする。

（平23教委規程1・平27教委規程2・令3教委規程3・令4教委規程1・一部改正）

（代決）

第4条 教育長が決裁すべき事務について、教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決することができる。

2 教育部長が専決できる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

(1) 教育部長が不在のとき 参事（部長相当職）

(2) 教育部長及び参事（部長相当職）がともに不在のとき 教育副部長

(3) 教育部長、参事（部長相当職）及び教育副部長がいずれも不在のとき 課長等

3 市民センター長が専決できる事務について、市民センター長が不在のときは産業・教育課長がその事務を代決することができる。

4 課長等が専決できる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

(1) 課長等が不在のとき 参事（課長相当職）

(2) 課長等及び参事（課長相当職）がともに不在のとき 副課長

(3) 課長等、参事（課長相当職）及び副課長がいずれも不在のとき 係長

（平 2 2 教委規程 2 ・ 平 2 7 教委規程 2 ・ 平 3 0 教委規程 1 ・ 平 3 1 教委規程 1 ・ 一部改正）

（軽易な事務の処理）

第 5 条 別表第 1 に定めのない事項であつて軽易なものは、教育部長、市民センター長及び課長等においてそれぞれ処理することができる。

（平 2 7 教委規程 2 ・ 一部改正）

（重要異例事項に関する特例）

第 6 条 第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については、あらかじめ処理の方針を指示されたもの又は特に急を要するもののほかは、専決又は代決をすることができない。

（後閲）

第 7 条 代決した事項については、速やかに上司に後閲を受け、又は報告しなければならない。

（平 3 0 教委規程 1 ・ 全改）

（合議等）

第 8 条 合議は、決裁事項及び専決事項に関係を有する他の部署に対し、同意の意思表示を求める場合にのみ行うものとする。

2 合議にあたっては、決裁事項及び専決事項に係る意思決定に必要な職員のみを対象とし、事務の効率化を図らなければならない。

（平 3 0 教委規程 1 ・ 追加）

附 則

この規程は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年教委規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 8 年教委規程第 2 号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年教委規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規程第1号）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31年教委規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規程第1号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年教委規程第1号）

この規程は、令和5年1月26日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

（平30教委規程1・全改、令3教委規程3・一部改正）

専決事項

教育部長が専決できる事項
1 市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関する事
2 教育副部長及び課長等の6泊7日以内の旅行命令に関する事
3 副課長以下の職員の7泊8日以上旅行命令及び外国への旅行命令に関する事
4 教育副部長及び課長等の週休日等の勤務命令に関する事
5 教育副部長及び課長等の休暇に関する事
6 副課長以下の職員の3日を越え1月未満の休暇に関する事
7 育児休業及び部分休業に関する事
8 職務専念義務の免除に関する事
9 営利企業等の従事制限の許可に関する事
10 教育副部長及び課長等の事務引継に関する事
11 会計年度任用職員の雇用に関する事
12 安全衛生に関する事
13 定例的な告示を要しない要綱の制定又は改廃に関する事
14 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関する事
15 名義後援に関する事
16 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事（軽易なものを除く。）
17 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関する事
18 部内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事
19 広報及び刊行物の編集発行に関する事（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）
20 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事（新規のものを除く。）

- 2 1 軽易な協定、覚書等に関する事。
- 2 2 物品の供用管理に係る調整に関する事。
- 2 3 不用品の処分にに関する事。
- 2 4 教育委員会事務局の事務・事業の執行管理に関する事。
- 2 5 教育委員会事務局の事務・事業の調整に関する事。
- 2 6 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事。
- 2 7 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事。
- 2 8 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- 2 9 都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関する事。
- 3 0 学校教職員の恩給及び退職手当並びに共済組合等に関する事。
- 3 1 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事。
- 3 2 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事。
- 3 3 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は簡易な事項に関する事。

市民センター長が専決できる事項

- 1 市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関する事。
- 2 課長等の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 3 副課長以下の職員の7泊8日以上旅行命令及び外国への旅行命令に関する事。
- 4 課長等の週休日等の勤務命令に関する事。
- 5 課長等の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員の3日を越え1月未満の休暇に関する事。
- 7 育児休業及び部分休業に関する事。
- 8 職務専念義務の免除に関する事。
- 9 営利企業等の従事制限の許可に関する事。
- 1 0 課長等の事務引継に関する事。

- 1 1 定例的な告示を要しない要綱の制定又は改廃に関する事。
- 1 2 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関する事。
- 1 3 名義後援に関する事。
- 1 4 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事（軽易なものを除く。）。
- 1 5 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関する事。
- 1 6 市民センター内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事。
- 1 7 広報及び刊行物の編集発行に関する事（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。
- 1 8 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事（新規のものを除く。）。
- 1 9 軽易な協定、覚書等に関する事。
- 2 0 物品の供用管理に係る調整に関する事。
- 2 1 不用品の処分に関する事。
- 2 2 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の執行管理に関する事。
- 2 3 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の調整に関する事。
- 2 4 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事。
- 2 5 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事。
- 2 6 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- 2 7 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事。
- 2 8 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事。
- 2 9 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は軽易な事項に関する事。

課長等が専決できる事項

- 1 副課長以下の職員の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 2 旅行依頼に関する事。

- 3 副課長以下の職員の週休日等の勤務命令に関する事。
- 4 時間外勤務命令に関する事。
- 5 副課長以下の職員の3日以下の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員の事務引継に関する事。
- 7 職員等への貸与品の貸与に関する事。
- 8 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。
- 9 所掌事務に係る証明に関する事。
- 10 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事。
- 11 施設の利用許可に関する事。
- 12 所管施設の維持管理に関する事。
- 13 税外収入の納入通知に関する事。
- 14 歳計外現金に関する事。
- 15 物品の検収に関する事。
- 16 課内の事務・事業の執行管理に関する事。
- 17 課内の事務・事業の調整に関する事。
- 18 配置職員の事務分掌の決定に関する事。
- 19 庁用自動車の管理に関する事。
- 20 小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関する事。
- 21 所管に属する市民の諸団体の育成に関する事。

別表第2（第3条関係）

（平23教委規程1・全改、令3教委規程3・一部改正）

専決事項

小学校長及び中学校長が専決できる事項	
1	市費配置職員の日帰りの旅行命令に関する事。
2	市費配置職員の3日以下の休暇に関する事。
3	軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。
4	所掌事務に係る軽易な証明に関する事。

5 職員の事務引継に関する事。

6 物品の検収に関する事。

統括事務長又は事務長である学校運営支援室長が専決できる事項

1 物品の供用及び出納通知に関する事。

2 事務処理に関する調査の実施及び資料の収集に関する事。

3 共同実施業務に関する事。

4 共同実施業務に関する事務の調整に関する事。

5 共同実施業務に関する照会、回答に関する事。

6 共同実施業務のうち設備の管理に関する事。

7 共同実施業務に係る学校運営支援室員の旅行命令、時間外勤務命令に関する事。